

PANOF DESIGN 規約

お問い合わせやご依頼については
本規約にご同意の上で、メールでのご連絡をお願いいたします。
お電話でのお問い合わせやご依頼はお受けしておりませんのでご了承ください。
ご内容を確認しました上で担当者から折り返しご連絡させていただきます。
お問い合わせ内容については、守秘義務を遵守いたします。

■ 総則

内装設計、建築設計、プロダクト設計・作成、グラフィックデザイン設計・作成 等について、お客様と弊社との協議の上での契約締結にて請け負います。

□ 権利義務の承継

契約については相手方の書面による承諾を受けなければ、契約から生じる自らの権利又は義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせることはできません。

□ 設計の変更

当事者間に設計の内容を変更せざるを得ない事情のある時は、その変更の内容、工期/納期 並びに請負代金についてお客様と弊社との協議の上、書面によりこれを定めるものといたします。

□ 決定後の変更

設計計画決定後および施工/制作請負業者による工事/制作見積金額決定後は、お客様の都合による変更によって生じる金額変更および工期/納期変動について、弊社は一切の責務を負いません。

□ 中止の損害

計画着手後にお客様の都合により案件が中止となった場合は、工程や作業段階の中途であっても 中止までに発生した業務に対する作業等すべての対価をお客様にご請求いたします。

□ 工期の変更

内装設計/建築設計を請け負う場合、工事に支障を及ぼす 天災、天候の不良、建築確認等法令に基づく許認可の遅延 その他の事由により工期を変更せざるを得ない場合は、工事/制作請負業者との契約に基づきます。

□ 納期の変更

プロダクト/グラフィック設計を請け負う場合、作成に支障を及ぼす 天災、確認等法令に基づく許認可の遅延 その他の事由により納期を変更せざるを得ない場合は、お客様と弊社の間での誠実な話し合いを持って、もしくは制作請負業者との契約に基づき対処させていただきます。

□ 使用承諾書の提出

内装設計/建築設計を請け負う場合、建築用地が借地のときは、契約締結前までに弊社もしくは工事請負業者に当該建築用地の使用にかかる土地所有者の承諾書をご提出ください。

□ 工事一般の損害

内装設計/建築設計を請け負う場合、工事の完成引渡までに建物、工事材料その他施工一般について生じた損害に関しては工事請負業者との契約に基づきます。

□ 紛争の解決

契約について紛争が生じたときは、お客様と弊社の間での誠実な話し合いを持って協議の上で解決方法を定めるものとします。

□ 附則

本規約に定めのない事項については、お客様と弊社の間で話し合いの上で定めるものといたします。